

議案第16号 小松島市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について

《改正の趣旨》

生活に困窮する外国人に対する保護事務を効率的かつ公正に実施するため、個人番号（マイナンバー）を利用することができる事務（独自利用事務）として、「生活に困窮する外国人に対する保護事務」を追加する等の改正を行うもの。

小松島市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年小松島市条例第53号)新旧対照表

現行	改正後（案）	備考
<p>（個人番号の利用範囲）</p> <p>第4条 法第9条第2項の条例で定める事務は、別表第1の左欄に掲げる市の執行機関が行う同表の右欄に掲げる事務、別表第2の左欄に掲げる市の執行機関が行う同表の中欄に掲げる事務及び市の執行機関が行う法別表第2の第2欄に掲げる事務とする。</p> <p>2 別表第2の左欄に掲げる市の執行機関は、同表の中欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で、同表の右欄に掲げる特定個人情報であって自らが保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受ける場合は、この限りでない。</p> <p>（特定個人情報の提供）</p> <p>第5条 法第19条第11号の条例で定める特定個人情報を提供することができる場合は、別表第3の第1欄に掲げる機関が、同表の</p>	<p>（個人番号の利用範囲）</p> <p>第4条 法第9条第2項の条例で定める事務は、別表第1の左欄に掲げる市の執行機関が行う同表の右欄に掲げる事務、別表第2の左欄に掲げる市の執行機関が行う同表の中欄に掲げる事務及び市の執行機関が行う法別表第2の第2欄に掲げる事務とする。</p> <p>2 別表第2の左欄に掲げる市の執行機関は、同表の中欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で、同表の右欄に掲げる特定個人情報であって自らが保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受ける場合は、この限りでない。</p> <p>（特定個人情報の提供）</p> <p>第5条 法第19条第11号の条例で定める特定個人情報を提供することができる場合は、別表第3の第1欄に掲げる機関が、同表の</p>	

第3欄に掲げる機関に対し、同表の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な同表の第4欄に掲げる特定個人情報の提供を求めた場合において、同表の第3欄に掲げる機関が当該特定個人情報を提供するときとする。

別表第1(第4条関係)

執行機関	事務
1～6 略	
7 略	
8 教育委員会	略
9 教育委員会	略
10 教育委員会	略

別表第2(第4条関係)

執行機関	事務	特定個人情報
1～21 略		

第3欄に掲げる機関に対し、同表の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な同表の第4欄に掲げる特定個人情報の提供を求めた場合において、同表の第3欄に掲げる機関が当該特定個人情報を提供するときとする。

別表第1(第4条関係)

執行機関	事務
1～6 略	
7 略	
8 市長	<u>生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する事務であって規則で定めるもの</u>
9 教育委員会	略
10 教育委員会	略
11 教育委員会	略

別表第2(第4条関係)

執行機関	事務	特定個人情報
1～21 略		
22 市長	<u>生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する事務であって規則で定めるもの</u>	生活保護関係情報、障がい者関係情報、地方税関係情報、介護保険給付等関係情報、中国残留邦人等支援給付等関係情報、児童手当法(昭和46年法律第73号)によ

追加
改正
改正
改正

追加

		<p>る児童手当若しくは特例給付の支給に関する情報，児童扶養手当関係情報，母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)による給付金の支給に関する情報，国民年金法等の一部を改正する法律附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する情報，特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当の支給に関する情報，母子保健法による養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給に関する情報，障害者自立支援給付関係情報，医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報又は小松島市営</p>
--	--	---

別表第3(第5条関係)

情報照会機 関	事務	情報提供機 関	特定個人情報
1 教育委員会			
2 教育委員会			
3 教育委員会			
4 教育委員会			

		住宅条例による市営住宅の家賃に関する情報であつて規則で定めるもの
--	--	----------------------------------

別表第3(第5条関係)

情報照会機 関	事務	情報提供機 関	特定個人情報
1 市長	生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する事務であつて規則で定めるもの	教育委員会	学校保健安全法(昭和33年法律第56号)による医療に要する費用についての援助に関する情報であつて規則で定めるもの
2 教育委員会			
3 教育委員会			
4 教育委員会			
5 教育委員会			

追加

改正

改正

改正

改正